

====公布された条例のあらまし====

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 多様な就農形態を可能とする人材を養成するため、鳥取県立農業大学校（以下「大学校」という。）の教育体系を再編成する。
- (2) 受益と負担の公平確保を図るため、研修課程の受講について新たに受講料を徴収するほか、養成課程の授業料を改定する。
- (3) (1)及び(2)のほか、大学校に在学する者等に対する不利益処分に関する規定を整備する。

2 条例の概要

- (1) 大学校の課程のうち、研究課程及び専門技術課程を廃止する。
- (2) 養成課程の特定の科目に対する聴講制度を設けることとし、1時限につき125円の聴講料を徴収する。
- (3) 養成課程の授業料の額を年額11万1,600円（現行 10万8,000円）に引き上げる。
- (4) 研修課程を受講する者に対して月額1万円（受講期間が12月の場合は、年額11万1,600円）の受講料を徴収する。
- (5) (4)について、特別の理由があると認めるときは、受講料を減免することができるものとする。
- (6) 次の不利益処分に関する規定を整備する。
 - ア 新たに設けるもの
聴講の許可の取消し
 - イ 既に鳥取県立農業大学校管理規則に規定されているもの
 - (ア) 学生に対する懲戒
 - (イ) 研修課程の受講の許可の取消し
 - (ウ) 大学校における行為の制限等
 - (エ) 施設等の利用許可を受けた者に対する措置命令等
 - (オ) 施設等の利用許可の取消し
- (7) その他所要の規定の整備を行う。
- (8) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。ただし、(1)から(5)までの改正及び(6)のアの改正は、平成20年4月1日から施行する。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（以下「条例」という。）に基づいて行われる間伐材搬出促進事業の継続に伴い、条例の失効期限を延長する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成21年3月31日（現行 平成19年3月31日）まで延長する。
- (2) 間伐材搬出促進事業費補助金の補助金額の上限を条例に明記する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平確保を図るため、海水供給施設の利用について新たに使用料を徴収するほか、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに使用料を徴収する。

区 分		使 用 料	
		単 位	金 額
海水供給施設	海水を市場内で使用する 場合	給水量1立方メートルにつ き	137円
	海水を市場外に持ち出す 場合	給水量1立方メートルにつ き	75円

(2) 毎月の水産物の取扱状況について、仲卸業者からの報告を廃止する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 探偵業の業務の適正化に関する法律が制定され、探偵業を営む者から当該探偵業に係る届出書の提出があったときは、公安委員会はその旨を証する書面の交付を行うこととされたことに伴い、当該書面の交付に関する事務に係る手数料を新たに徴収する。

(2) 道路交通法の一部が改正され、中型自動車免許、中型自動車第二種免許及び中型自動車仮免許(以下「中型免許等」という。)が新設されたことに伴い、当該中型免許等に係る運転免許試験手数料の額を定める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 探偵業の業務の適正化に関する法律の制定に伴う改正

次のとおり新たに手数料を徴収する。

区 分	金 額
ア 探偵業に係る届出があったことを証する書面の交付	1件につき3,600円
イ 届出事項の変更に係る届出があったことを証する書面の交付	1件につき1,500円
ウ ア又はイにより交付した書面の再交付	1件につき1,000円

(2) 道路交通法の一部改正に伴う改正

ア 道路交通法に基づいて行う次の事務について、新たに中型免許等に係る手数料を徴収することとし、その額を定めるとともに、大型自動車、特定第一種運転免許及び第二種免許に係る手数料の額を改める。

(ア) 運転免許試験

(イ) 運転技能検査

(ウ) 限定解除審査

(エ) 技能検定員審査

(オ) 教習指導員審査

(カ) 再試験

(キ) 講習

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、(1)は平成19年6月1日、(2)は同月2日とする。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

平成19年度から、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる教員として新たに栄養教諭の職を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 新たに設置される栄養教諭について給与その他の勤務条件の特例を定めた義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定を適用する。

(2) この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医師、看護師等の増員等を行い、看護体制及び診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

2 条例の概要

(1) 職員の定数を851人(現行 774人)に改める。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

県税事務所設置条例の廃止について

1 条例の廃止理由

総合事務所の県税局の機能を見直し、県税の賦課徴収等に関する知事の権限を総合事務所長(現行 県税事務所長)に委任することに伴い、県税事務所を廃止する。

2 条例の概要

(1) 県税事務所設置条例は、廃止する。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県産業技術センター条例の廃止について

1 条例の廃止理由

鳥取県産業技術センターが、地方独立行政法人法に基づき設立される地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに移行することに伴い、鳥取県産業技術センター条例を廃止する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県産業技術センター条例は、廃止する。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第30号

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>（課程及び修業年限）</p> <p>第3条 大学校の課程及び修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課 程</th><th>修 業 年 限</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>研修課程</td><td>知事（<u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた前条の規定により設置された大学校の長。以下同じ。</u>）が別に定める期間</td></tr></tbody></table>	課 程	修 業 年 限	略		研修課程	知事（ <u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた前条の規定により設置された大学校の長。以下同じ。</u> ）が別に定める期間	<p>（課程及び修業年限）</p> <p>第3条 大学校の課程及び修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課 程</th><th>修 業 年 限</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>研修課程</td><td>知事が別に定める期間</td></tr></tbody></table>	課 程	修 業 年 限	略		研修課程	知事が別に定める期間
課 程	修 業 年 限												
略													
研修課程	知事（ <u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた前条の規定により設置された大学校の長。以下同じ。</u> ）が別に定める期間												
課 程	修 業 年 限												
略													
研修課程	知事が別に定める期間												
<p>（入校の許可）</p> <p>第4条 大学校に入校しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可（<u>養成課程、研究課程及び専門技術課程にあっては入学の許可を、研修課程にあっては受講の許可をいう。</u>）を受けなければならない。</p>	<p>（入校の許可）</p> <p>第4条 大学校に入校しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>												
<p>（授業料の徴収）</p> <p>第7条 大学校の養成課程等に在籍する者（以下「<u>学生</u>」という。）に対しては、授業料を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>（授業料の徴収）</p> <p>第7条 大学校の養成課程等に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。</p> <p>2 略</p>												